炭酸ジェルパックの特許についての仮処分決定のご報告

当社は、炭酸ジェルパックに係る「二酸化炭素含有組成物」の発明に関し、特許第４６５９９８０号に係る特許権を保有しており、当社の特許を侵害する業者に対する権利行使を行っているところでありますが、この度、大阪地方裁判所に提起していました特許権侵害差止等仮処分命令申立事件（大阪地方裁判所第２６民事部　平成２３年（ヨ）第２００１４号）において、侵害商品の差止を認める仮処分決定が出されました。

本件の概要は以下のとおりです（詳細は仮処分決定をご参照ください）。

債権者（特許権者）：株式会社メディオン・リサーチ・ラボラトリーズ

債務者（侵害者）：株式会社カルゥ
テクノエイト株式会社
株式会社ＳＨＩＮＥ　ＵＰ
株式会社セレクトビューティー
株式会社ブラン
株式会社ローズメゾン
株式会社サレア化研

差止対象商品：　キアラセルＣＯ２ゲル
ＳＩＳ　Ｎｏ．９　リカバリーマスク
ブリーズベールＣＯ２ゲル
セルバルーンＣＯ２ゲル
トリコプラチナムＣＯ２ジェルパック
パールブランＣＯ２ゲル
ローズメゾンＣＯ２スペリアマスク
リアウェイクジェル

事案の概要：

当社が保有する特許第４６５９９８０号（二酸化炭素含有粘性組成物）に基づき、上記製品の販売差し止めを求める仮処分を申請した案件です。裁判所は、特許権侵害の成立を認め、債務者製品の差止と執行官保管を命じました。

なお、当社は、上記の仮処分に加え、株式会社カルゥらを被告として、上記製品の製造、販売の差止めと補償金及び損害金総額３億７６５０万円の支払いを求める本訴をあわせて提起しておりますが（大阪地方裁判所　平成２３年（ワ）第４８３６号）、この訴訟では、現在、損害賠償額に関する審理が進行しているところです。

炭酸ジェルパックに関しては、各種の類似品が市場に出回っている状況にありますが、当社としては、今後も、類似品の製造、販売業者及びこれを使用するエステティックサロン等の業者に対して、訴訟提起も含めて断固たる対処をしていく所存でございます。

つきましては、今後、類似品の取り扱いをされぬようご留意くださいますようお願い申し上げます。